



精神科看護管理ニュース

Vol. **09**

発行 日本精神科看護協会

2014/11/17

協会ホームページに関するお詫びとご報告

11月3日（月）から13日（木）まで、サーバーの故障により、協会ホームページの閲覧ができない状態となっております。皆様にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

現在、復旧作業を続けておりますが、一部、正しく表示されないページや、データの消失により復旧の見込みが立たないページがあります。状況については随時、協会ホームページでご報告しますので、いましばらくお待ちいただけますよう、ご理解、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、研修会のお申し込みにつきましては、当面のあいだ、Faxでお申し込みいただきますよう、お願いいたします。申込用紙は協会ホームページのトップ画面よりダウンロードいただけます。

1 平成27年度予算・税制に関する要望書を提出しました

10月28日に自由民主党本部で開催された、「予算・税制等に関する政策懇談会」において、日本精神科看護協会（会長：末安民生）より、医療計画の推進や地域精神医療の充実に向けて、以下の2点を要望いたしました。

○精神科訪問看護に従事する看護師等の養成及び人材確保に関する予算確保

○地域精神医療及び精神科病院からの地域移行に関する卒後教育の予算確保

要望内容の詳細は協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載していますので、そちらからご覧ください。

また、当日出席した四病院団体協議会と日本医師会からは、税制改正要望の重点事項として、消費税における社会保険診療報酬等の非課税制度の見直しに関する強い要望がありました。その背景には、医療が非課税であることから、消費税が上乘せされた医療機器や医薬品等の購入をしても、仕入税額控除として還付を受けることができず、医療機関が損失を負担している状況があります。今後、さらに消費税率が引き上げられた場合、医療機関経営に致命的なダメージを与え、地域医療の脆弱化を招く懸念があるとの意見も出されました。

1/2

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

2 平成26年度診療報酬改定における疑義解釈について

厚生労働省保険局医療課より、10月10日付で新たな疑義解釈（事務連絡）が地方厚生（支）局等に送付されました。そのなかで精神医療に係る内容は以下の通りです。

事務連絡は協会ホームページ「看護管理者の部屋」からもご覧いただけます。

【向精神薬多剤投与】

（問7）別紙36で精神病薬に分類されているレセルピンを降圧剤として投薬した場合等、向精神薬を別の目的で投薬した場合も向精神薬多剤投与に係る種類数に含まれるのか。

↓

（答）含まれる。別の効果を期待して投薬した場合であっても、別紙36の分類に基づき向精神薬として種類数にカウントする。なお、種類数に含まれるのは別紙36に示した成分の医薬品を内服・頓服・外用として投薬した場合であり、注射薬は種類数に含まれない。

（問8）1回の処方において、3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬を行った場合、同一処方したその他の薬剤を含む全ての内服・頓服・外用に係る薬剤料を所定点数の100分の80に相当する点数で算定することになるのか。

↓

（答）そのとおり。すなわち、薬剤料の所定点数は、内服・頓服・外用のすべての区分について、各区分の総薬剤点数の100分の80に相当する点数を算定する。

（問9）抗うつ薬又は抗精神病薬を処方する場合において、臨時で処方した場合や精神科の診療に係る経験を十分に有する医師が、やむを得ず投与を行った場合は、向精神薬多剤投与に係る種類数のカウントには含めないが、同時に抗不安薬又は睡眠薬を3種類以上処方した場合、抗うつ薬又は抗精神病薬を含む全ての薬剤料が100分の80に減算となるのか。

↓

（答）そのとおり。なお、処方料や薬剤料を減算した点数で算定する場合は、診療報酬明細書へ除外規定に該当する内容等を記載する必要は無い。

-
- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
 - 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
 - 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
 - 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034